

介護保険料が変わります

65歳以上の方の介護保険料は3年間の介護保険事業計画ごとに見直すことになっており、介護保険料の算定は、南富良野町全体の介護保険サービス利用額のうち、半分を保険料（45～64歳の方の負担割合29%、65歳以上の負担割合21%）、残りの半部分を国、道、町で負担することになっていきます。

平成21年度から平成23年度の介護保険サービス利用負担額のうち、特に特別養護老人ホームなどの利用が大幅に増加したことから、平成24年度から平成26年度の保険料を、上昇せざるを得ない状況になりました。

そのため、低所得者の負担を軽減するために、所得段階を6段階から9段階に細分化を行いました。

介護保険事業の円滑な運営のため、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

なお、平成24年度の介護保険料は、7月に納入通知書により個別にお知らせします。

対象者区分	平成24年度からの年額保険料			平成21～23年度までの年額保険料		
	所得段階	基準額	保険料額	所得段階	基準額	保険料額
・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税	第1段階	0.5	25,100円	第1段階	0.5	21,200円
・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得の合計が80万円以下の方	第2段階	0.5	25,100円	第2段階	0.5	21,200円
・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得の合計が80万円を超える方で120万円以下	第3段階	0.65	32,600円	第3段階	0.75	31,800円
・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得の合計が120万円を超える方	第4段階	0.75	37,700円			
・世帯が住民税課税世帯で、本人が住民税非課税の方で課税年金収入と合計所得の合計が80万円以下の方	第5段階	0.9	45,200円	第4段階 (基準額)	1.0	42,500円
・世帯が住民税課税世帯で、本人が住民税非課税の方で課税年金収入と合計所得の合計が80万円を超える方	第6段階 (基準額)	1.0	50,300円			
・本人が住民税課税で、前年の合計所得が200万円未満の方	第7段階	1.25	62,800円	第5段階	1.25	53,100円
・本人が住民税課税で、前年の合計所得が200万円以上で400万円未満の方	第8段階	1.5	75,400円	第6段階	1.5	63,700円
・本人が住民税課税で、前年の合計所得が400万円以上の方	第9段階	1.75	88,000円			

○介護保険料の基準額（月額）は

- ・全国平均 4,972円
- ・全道平均 4,631円
- ・南富良野町 4,192円

です。

交通事故を起さない・あわないために

町内の各小学校では、4月25日から5月18日までの期間に、交通安全のルールを学んでもらおうと、交通安全青空教室が行われました。各小学校ごとに、駐在所長や交通安全協会役員の方などから交通安全についてお話を聞いた後、市街地や通学路などを徒歩や自転車で実際に通り、横断歩道や交差点、踏切りでは必ず止まること、左右の安全を確認することなどについて指導を受け、児童の皆さんは、真剣に取り組んでいました。

